

熊本市上下水道局庁舎電話通信サービス調達（長期継続契約） 仕様書（案）

1 目的

熊本市上下水道局庁舎での業務に供する電話通信サービスの調達を行うもの

2 調達概要

(1) 件名

熊本市上下水道局庁舎電話通信サービス調達（長期継続契約）

(2) 履行期間

自 令和2年(2020年)7月1日

至 令和7年(2025年)6月30日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約

(3) 履行場所

熊本市中央区水前寺6丁目2番45号 熊本市上下水道局

(4) 調達内容

電話通信サービス一式

3 調達範囲

(1) 2の(3)履行場所において使用する電話、ファクシミリ等（以下「電話等」という。）の通信サービスとする

(2) 電話通信サービスの提供に伴う初期費用（接続及び撤去工事費用並びに接続機器費用等）、基本使用料（回線使用料、機器使用料、屋内配線使用料、付加サービス使用料等）、通話料等、電話等の通信にかかる全ての費用を本調達に含むものとする

4 調達要件

(1) 通信回線について

通信回線の種別については、メタル線（銅線）又は光ファイバケーブルとする。ただし、光ファイバケーブルの場合は、公衆交換電話網（Public Switched Telephone Network）と同等の通話品質を確保すること

(2) 通信サービスの機能について

通信サービスの機能については、次の要件を満たすこととする

ア 市内電話、県内市外電話、県外電話、国際電話、IP電話、携帯電話、PHS電話への通話及びファクシミリ送信／受信ができること

イ ダイヤルイン、発信者番号表示の付加サービスが提供できること。

ウ 104（番号案内）、110（警察への通報）、117（時報）、118（海上保安庁への通報）、119（火災・事故・救急）、171（災害用伝言ダイヤル）、177（天気予報）の3桁番号サービスが利用可能であること

(3) 回線及びチャネル数等について

回線数、チャネル数及び付加サービス（自動転送・発信者番号表示）を設定するチャネル数は、次のとおりとする

区分		回線または チャンネル数	発信者 番号表示
一般電話	アナログ回線	9 回線	9 回線
	デジタル回線	67ch	67ch

(4) デジタル回線における電話番号数について

電話番号数は、次のとおりとする

区分	電話番号数
代表電話番号	1
追加番号（ダイヤルイン）	74

(5) 電話番号について

電話番号設定については、熊本市上下水道局で現在使用している電話番号を同番移行するものとする

(6) 災害時優先電話

災害時優先電話を 17 回線登録（現在、別契約）しており、必要に応じて電話番号の移行及び登録が可能な環境を整えること。また、将来的に災害時優先電話の登録（増設）が可能であること

(7) 導入に当たって現在使用している P B X、内線番号網及びダイヤル方法等に変更が生じないこと。なお、P B Xの詳細については別紙 熊本市上下水道局庁舎本館 P B X仕様に記載のとおり

(8) 履行期間中のサービス終了が予定されているものは、当初より提供しないこと

5 通信サービス提供までに通信事業者において実施する作業

(1) 電話番号の掲載等

電話番号の掲載等に係る手続きについては、通信事業者において次のとおり実施すること

ア 市の指定する電話番号については、「熊本県熊本版」のタウンページ及びハローページに掲載できるよう手続きを行うこと

イ 市の指定する電話番号については、N T T 1 0 4 での番号案内ができるよう手続きを行うこと

(2) 通信設備等の設置及び配線工事等

通信回線の接続に必要な通信設備等の設置及び配線工事等については、通信事業者において次のとおり実施すること。なお、当該工事等に要する費用は通信事業者の負担とする

ア 通信回線がメタルの場合は、市が設置する保安器までの通信回線引込み、接続に必要な付属機器の設置を行うこと

イ 通信回線が光ファイバーの場合は、O N U（光回線終端装置）までの通信回線引込み、P B X までの接続に必要な付属機器（変換器等）の設置を行うこと。この場合、O N U などの装置等は通信事業者で準備すること

- ウ 市の敷地内又は建物内に設置する付属機器の設置場所については、市の指定する場所とすること。その際、付属機器を搭載するラックや付属機器を固定する木材等、設置に必要な機材は通信事業者で準備すること
- エ 通信設備等の設置及び配線工事等の作業にあたっては、事前に市及びP B Xの保守業者と作業日時や作業内容について十分な打合せを行うこと。また、作業時は、市及び第三者の所有物に損傷を与えないよう配慮すること。業務を行っている部署においては、業務に支障をきたさないよう留意すること
- オ 通信設備等の設置及び配線工事等の作業により、市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償し、速やかに復旧を行うこと
- カ 提供する通信サービスの内容(通信回線の種別、構成、付加サービス等)を変更する場合及び履行期間中に既設のP B Xを更改した場合は、変更後に既設P B Xの保守業者と協力し、発着信、電話機の作動確認を実施し、試験結果表を上下水道局へ提出すること。なお、その費用は通信事業者の負担とする

(3) 通信サービスの提供開始

- ア 通信回線の接続に必要な全ての作業及び接続確認を令和2年(2020年)6月30日までに完了すること
- イ 提供開始予定日は、令和2年(2020年)7月1日とする

6 通信サービス提供期間中の保守体制

- (1) 保守を行う主たる拠点を熊本市内に設置すること
- (2) 故障等異常発生時の連絡窓口については、一元化するとともに、24時間365日対応できる保守体制をとること
- (3) 通信設備については、外部進入に対するセキュリティーや火災、地震等の災害等の対策が十分に講じられていること
- (4) ネットワーク設備の監視を24時間365日実施すること
- (5) 故障等異常発生により、通信サービスに影響がある場合は、直ちに原因の究明及び復旧に努め、その状況を市に報告すること。また、直ちに復旧が出来ない場合は、故障等の状況及び復旧の見込みを速やかに市に報告すること
- (6) 通信回線の保守作業等の実施により、通信サービスに影響がある場合は、事前に市に連絡を行うこと

7 発信数及び通話時間等の見込み

電話の発信数及び通話時間等については、次のとおり見込んでいる

通話先区分	通話時間	発信件数 (月平均)
市内	3分以内	7,000
県内市外	3分以内	400
県外	3分以内	1,000
携帯電話	1分以内	10,000

※ I P 電話・P H S 電話・国際電話は若干数のため、見込まない

8 通信料金の区分等

(1) 初期費用

通信サービスの提供に伴う当初の契約料、接続工事費等とする

2) 基本使用料

次の区分により単価契約とする

区 分		単位（月額）
一般電話	基本料	1 回線につき
	追加チャンネル	1 チャンネルにつき
	追加番号（ダイヤルイン）	1 番号につき
	発信者番号表示サービス	1 チャンネルにつき
	発信者番号通知サービス	1 番号につき

(3) 通話料

次の区分により単価契約とする

ただし、IP電話・PHS電話への通話、国際電話については、本調達における相対契約の対象としない

区分（通話先）	通話時間単位
市内	3 分までごとに
県内市外	3 分までごとに
県外	3 分までごとに
携帯電話	1 分までごとに

- (4) 通信料金の支払いについては、初期費用は通信サービスを提供した日の属する月の翌月に、基本使用料及び通話料は月額払いとし、翌月に支払うものとする
- (5) 契約単価に1円未満の端数がある場合、小数点第4位以下は切り捨てるものとする。
また、通信料金の月額総額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする
- (6) 契約後の事情の変更等により、著しく変動を来し、契約単価の額が著しく不適当なものとなったと認められる場合は、市と通信事業者の協議により、契約単価の変更を行うものとする

9 業務実施上の条件

- (1) 通信事業者は、通信サービスの提供全般について責任を持つ管理責任者を選任し、市に届け出ること
- (2) 通信事業者は、落札決定後速やかに次の書類を作成し、市に届け出ること
 - ア 提供する通信サービスの内容（通信回線の種別、構成、付加サービス等）について詳細に記載したもの
 - イ 通信サービス提供までに必要な作業に関する工程表

ウ 通信サービス提供期間中における故障等異常発生時の連絡体制、想定される故障等への対応方法等明示した保守体制表

エ 通信設備等の設置及び配線工事等にかかる施工体制及び施工計画書

- (3) 通信事業者は、通信サービスの提供に関し、必要に応じて市と打合せを行うとともに、その内容については議事録を作成すること
- (4) 通信事業者は、通信サービスの提供について協力会社がある場合は、事前に市に届け出て承認を得ること
- (5) 通信事業者は、通信サービスの提供に必要な資料又は物を市に申し出て、貸与を受けることができる。この場合、通信事業者は貸与された資料又は物を善良なる管理者の注意義務を持って使用又は管理しなければならない。また、本契約が終了し、又は解除されたときは、貸与した一切の資料又は物を返却するものとする
- (6) 通信事業者は、本業務を通じて知り得た業務上の秘密及び個人情報等を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。また、本業務にあたる使用人等も同様の義務を負い、この違反について通信事業者はその責を免れない
- (7) 通信サービスの提供にあたっては、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）及び関係法令を遵守すること

別紙

熊本市上下水道局庁舎本館 P B X 仕様

1 インタフェース諸元 (TTC 標準準拠)

項目			仕様
方式構成条件	チャンネル構造		●23B+D (B=64kb/s、D=64kb/s)
	信号チャンネル形式		共通チャンネル
	情報速度		Bch：64kb/s Dch：64kb/s
物理構成条件	伝送媒体		メタリック平衡ケーブル
	線数		4 線（T 線、R 線）
	コネクタ		16 芯コネクタ（標準規定なし）
	配線形態		1 対 1
	最大伝送距離		6db at 772khz（通常 300m）
電氣的条件	伝送速度		1544kb/s±50ppm
	伝送符号		B8ZS
	フレーム構成		●193bit/Frame ●8khz 繰り返し ●24 マルチフレーム
	フレーム同期		フレームパターン（前方保護 4 段、後方保護 2 段）
	出力電圧		3Vo-p±0.7V（ITU-T G703 パルスマスクによる）
	入力電圧		1.15～3.7Vo-p
	入出力インピーダンス		100Ω
	レベ ル	772khz の電力	+12dBm～19dBm
		1544khz の電力	772khz の電力に対し少なくとも 25dB 以下
レイヤ 1 起動方式			常時起動
（備考）詳細は JT-431 一次群速度ユーザ網インタフェース参照（TTC 標準勧告番号）			

2 回線収容構成

回線種別		数量		
		実装	容量	単位
局線	アナログ局線	27	30	回線
	デジタル回線	67	80	回線
	IP 電話回線	0	80	回線
内線	一般内線	88	150	回線
	デジタル内線	220	300	回線
ページング	放送接続	2	4	回線
備考	※アナログ回線は、災害時優先・17 回線、通常回線・1 回線を PBX へ収容しています。			